

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、富山生きる場センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和3年8月2日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

「とやま市農政だより第37号」（令和3年9月発行分）配布業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

封入・宛名等シール貼り・仕分け・発送

(3) 役務の提供を受ける期間

契約日から令和3年9月30日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する就労継続支援施設であって、富山市内（富山地域）に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年8月12日

(2) 提出先

農林水産部農政企画課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項（第3号・第4号）の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和3年8月12日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

富山市五福芝生スポーツ広場施設管理業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

施設及び芝生の管理、トイレほか敷地内清掃等

(3) 役務の提供を受ける期間

令和3年9月1日から令和4年3月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年8月19日

(2) 提出先

市民生活部スポーツ健康課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項（第3号・第4号）の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和3年8月13日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

感謝状筆耕手数料

(2) 提供を受ける役務の内容

賞状の筆耕

(3) （物品を買い入れる・役務の提供を受ける）期間

令和3年8月23日から令和3年8月31日

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年8月20日

(2) 提出先

福祉保健部保健所地域健康課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項（第3号・第4号）の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和3年8月25日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

感謝状筆耕手数料

(2) 提供を受ける役務の内容

賞状の筆耕

(3) 役務の提供を受ける期間

令和3年9月1日から令和3年9月10日

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年9月1日

(2) 提出先

福祉保健部保健所地域健康課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和3年8月31日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

大山農村環境改善センター草刈等業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

所管施設（大山農村環境改善センター）の敷地内の草刈、剪定、防虫剤散布

(3) 役務の提供を受ける期間

令和3年9月10日から令和3年10月31日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年9月10日

(2) 提出先

農林水産部農林事務所農地林務課